

厚生労働科学研究費補助金 各研究事業の概要

1

研究事業一覧

I 行政政策研究分野

1. 行政政策研究事業

- (1) 政策科学総合研究事業
- (2) 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

II 厚生科学基盤研究分野

1. 臨床応用基盤研究事業

- (1) 未承認薬評価研究経費

IV 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進事業

- (1) 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 労働安全衛生総合研究事業

- (1) 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安全確保推進研究事業

- (2) カネミ油症に関する研究事業

(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

- (4) 化学物質リスク研究事業

4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

III 疾病・障害対策研究分野

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

- (1) 健やか次世代育成総合研究事業

2. がん対策推進総合研究事業

- (1) がん対策研究事業

3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業

- (1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業

- (2) 女性の健康の包括的支援研究事業

- (3) 難治性疾患等政策研究事業

- (4) 慢性の痛み対策研究事業

4. 長寿・障害総合研究事業

- (1) 長寿科学政策研究事業

- (2) 障害者政策総合研究事業

- (3) 認知症政策研究事業

5. 感染症対策総合研究事業

- (1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

- (2) エイズ対策政策研究事業

- (3) 肝炎等克服政策研究事業

2

研究事業の概要(Ⅰ)

Ⅰ 行政政策研究分野

1. 行政政策研究事業

(1) 政策科学総合研究事業

ア. 政策科学推進研究事業

イ. 統計情報総合研究事業

(2) 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

Ⅱ 厚生科学基盤研究分野

Ⅲ 疾病・障害対策研究分野

Ⅳ 健康安全確保総合研究分野

政策科学推進研究について

◆人口減少・少子高齢化→労働力減少・社会保障費増大

◆格差の拡大・貧困の固定化

◆根拠（エビデンス）に基づく政策の立案

◆社会保障分野における部局横断的な研究

■少子高齢化の進行・人口減少社会の到来等に対応できる「安心な」社会保障制度の確立

「社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究」

- ・都市と地方における地域包括ケア提供体制の在り方に関する総合的研究
- ・縦断調査を用いた個人の行動変化の把握と厚生労働施策の効果検証に関する研究 等

「世帯・個人の経済・生活状況と社会保障に関する研究」

- ・養育支援を必要とする家庭に対する保健医療福祉の連携に関する実践的研究
- ・若い男女の結婚・妊娠時期計画支援に関するプロモーションプログラムの開発に関する研究 等

「厚生労働行政施策の効率的な推進等に関する研究」

- ・レセプト情報・特定健診等情報データベースの利活用に関する研究
- ・「都市部における医療・介護・福祉等連携のための情報共有システムのあり方」に関する研究 等

◆社会保障分野は幅広く、部局横断的に、人文社会科学系を中心とする研究課題を設定。

◆行政施策の企画立案及び効率的な実施の基盤・根拠となる研究を推進。

5

平成27年度 政策科学推進研究

■少子高齢化の進行・人口減少社会の到来等に対応できる「安心な」社会保障制度の確立

「社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究」

- ・在宅医療と介護の連携の現状とその阻害要因に関する分析を行った上で、連携をより推進するための提言を行う研究を実施する。提言に当たっては、情報収集・共有のあり方や役割分担などの専門職間の課題だけでなく、報酬面や保険制度間の整合性からみた課題など、課題を多面的に検討する。
- また、今後、医療機能の分化が進み、在宅医療及び介護への移行が進むことが見込まれるが、在宅医療や介護サービスの必要量を予測するための適切な指標やツールを得るための研究を実施する。

「世帯・個人の経済・生活状況と社会保障に関する研究」

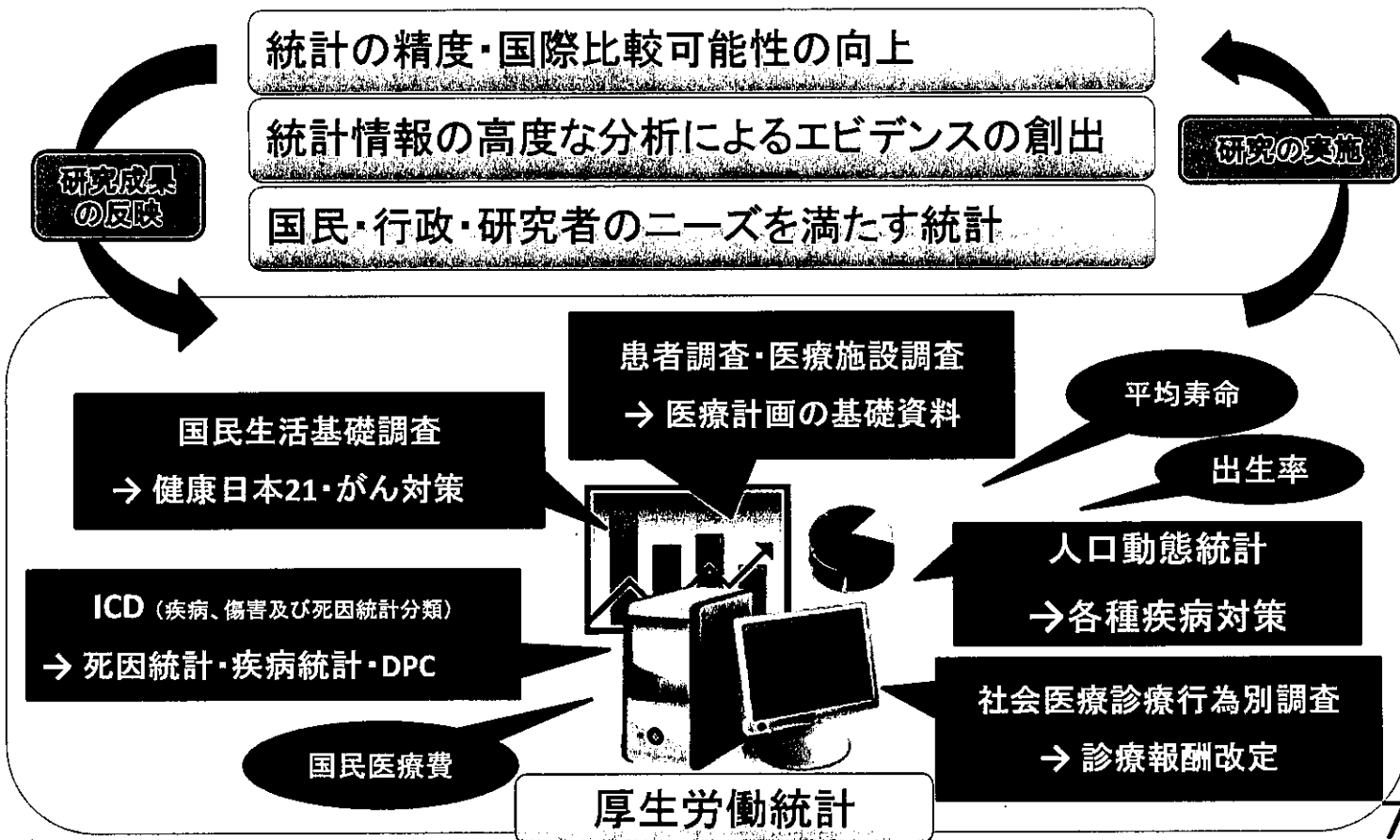
- ・養育支援を必要とする家庭に対する保健医療福祉の連携に関する実践的研究

「厚生労働行政施策の効率的な推進等に関する研究」

- ・「将来の基準の検証手法を開発していくことが求められる。」とされており、生活保護基準の検証手法を開発することが課題となっている。
- よって、これまでの研究成果をレビューした上で、最低生活費を測定するための手法に関する仮説を設定し、仮説に基づいた調査を地域限定で実施するなどにより、最低生活費を測定するための手法を開発する研究を実施する。

6

統計情報総合研究



統計情報総合研究事業 平成27年度要求額 0.2億円


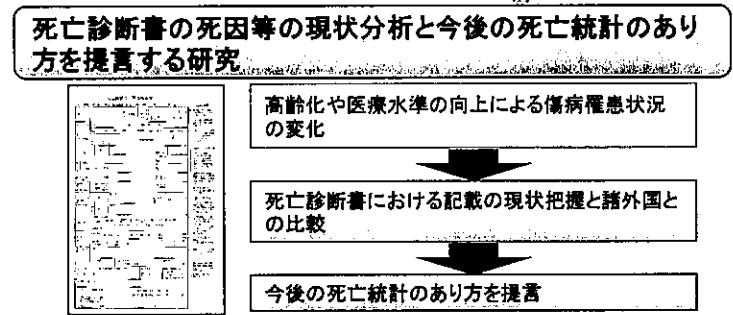
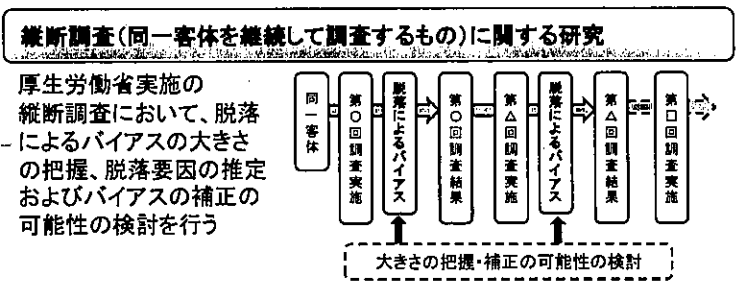
背景

- 効果的かつ効率的な保健医療政策・社会保障政策の立案のためには、適切な統計資料や情報分析が必要。
- 臨床医学の発展や医療ニーズの把握、公衆衛生の向上等の研究の推進のためにも精度の高い統計データが求められる。
- 高齢化や医療水準の向上などの社会状況の変化により、傷病罹患状況、死亡状況等が変化してきている。
- 統計データの国際比較可能性の向上が求められている。

概要

医師・歯科医師・薬剤師調査、医療施設調査、患者調査等を分析し、今後の医師確保対策に資する研究

- ・医師確保に成功している医療機関の特質
- ・医療過疎地域における医師の分布
- ・都市部における医師分布と将来推計

統計の国際比較に資する研究

OECDによる国民保健計算の国際基準(SHA)に基づく、日本の保健医療支出の推計手法を向上させるための研究

ICD(疾病、傷害および死因統計分類)-11へ導入される伝統医学分類について、策定に参画して貢献し、日本版漢方分類を導入するための研究

【平成27年度要求のポイント】

- 我が国の健康・医療状況に対応した統計の精度向上
- ICDの改訂への貢献や、SHAの改訂への対応
- 今後の厚生労働統計の利用価値のさらなる向上

等のため、厚生労働統計に関する研究を推進

地球規模保健課題推進研究 (大臣官房国際課分)

地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究経費

行政施策とその中における研究事業の位置づけ(重要性)

- 現在、我が国は、国際社会における保健医療政策作成への関与、我が国の技術・経験の途上国への移転、あるいは有為な人材の育成等を通じて、地球規模の保健課題について積極的に貢献することが求められている。
- 本事業では、保健医療分野において我が国が進めている国際協力事業と密接な関係にある地球規模保健課題を主なテーマとして、上記に掲げる国際的要請等に応えるために必要な関連行政施策等に関する研究を実施していく。
- これまでの成果として、WHO等が開催する国際会議や国連ミレニアム開発目標(MDGs)後に世界的に取り組むべき保健課題を選定する際の国際的な議論の場で我が国の対処方針等が研究結果を根拠として作成される等、大いに活用されると共に、Lancet誌といった国際的な学術誌やWHOのガイドライン等に取り上げられている。
- 今後も、最新の国際社会の動向や要請等に基づき、保健課題の原因究明、効果的な介入方法の提示・検証、人材育成のあり方等の検討を行い、引き続き、我が国の貢献がより効果的で国際的に存在感を発揮するものとなるよう、体系的・戦略的な国際協力政策に資する研究を推進する必要がある。

9

地球規模保健課題推進研究 (大臣官房国際課分)

地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究経費

平成27年度要求額: 0.3億円(平成26年度予算額: 0.4億円)

従来からの未解決の課題: Unfinished Agenda (継続分野)

刷新: Renovation

従来から取り組みを続けていた課題について、既存の取組を改善・継承し、先駆的な解決策を提示する研究を実施。

保健関連ポスト国連ミレニアム開発目標に関する研究

感染症対策(エイズ、結核、マラリア等)

母子保健(乳幼児死亡率、妊産婦の健康等)

公衆衛生緊急事態(新型インフルエンザ、災害等) など



新たに出現した課題: Emerging Agenda (新規分野)

革新: Innovation

新たに出現した課題について、課題解決のスキーム自体をゼロから模索・提案する研究を実施。

高齢化等の人口動態が与える社会的影響に関する研究

健康寿命延伸のための保健医療制度に関する研究



10

研究事業の概要(Ⅱ)

I 行政政策研究分野

II 厚生科学基盤研究分野

・未承認薬評価研究事業

III 疾病・障害対策研究分野

IV 健康安全確保総合研究分野

行政施策と其中における未承認薬評価研究事業の位置付けについて

行政施策の推進に資する分野

未承認薬評価研究事業

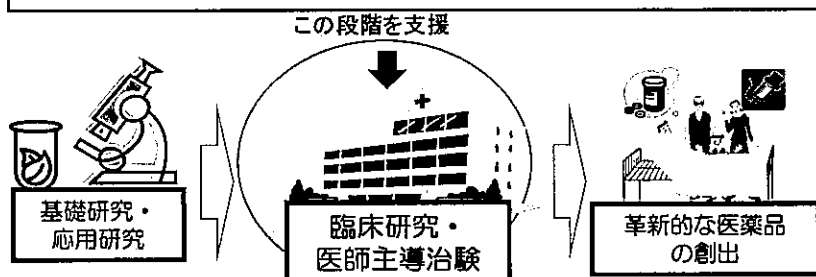
我が国では、HIV治療薬等の開発が遅れており、国内で承認されている治療薬では治療が困難な患者がいる点が課題とされている。本事業では、これらの課題を受けて平成8年度より薬害エイズ等により、HIVに感染した血友病患者を救済するために開始した研究を支援している。

- ・研究班は、臨床研究の実施のために、未承認のHIV治療薬等を海外より個人輸入。
- ・当該薬剤を必要とする患者の発生時に、その担当医師の要請に応じて治療・研究のための薬剤を無償で交付することにより、人道的な治療研究を実施。
- ・海外の承認条件に基づいて治療研究に応用し、治療効果、安全性、副作用などのエビデンスを蓄積する。
- ・薬剤の治療研究を継続することにより、我が国の患者に対する至適治療法の開発を目指す。

研究開発関連の分野

医療技術実用化総合研究事業（臨床研究・治験推進研究事業）

基礎研究・応用研究の成果を革新的な医薬品の創出に繋げるためには、ヒトに対する安全性や有効性を確立することが必要。本研究事業では、このエビデンスを確立するための科学性や倫理性が担保されている質の高い臨床研究や医師主導治験を支援する。



◎質の高い臨床研究・医師主導治験

- ・先進医療として実施が認められた臨床研究
 - ・国際水準の臨床研究
 - ・医師主導治験 等
- * プロトコルの内容から、科学的・倫理的妥当性を評価した上で採択する。

13

未承認薬評価研究事業

平成27年度概算要求額 1.0億円(平成26年度 1.1億円)

日本再興戦略

健康・医療戦略

科学技術イノベーション総合戦略

日本では承認されていないが海外では既に承認されているHIV治療薬等を研究班で入手し、治療する医師を通じて当該治療薬を必要とする患者に治療の機会を提供することを目的としており、未承認のHIV治療薬等の有用性を評価し、日本への導入を検討する研究事業。

- 研究班は臨床研究の実施のために未承認のHIV治療薬等を海外より個人輸入し、当該薬剤を必要とする患者の発生時にその担当医師の要請に応じて治療・研究のために無償で交付することにより、人道的な治療を行うとともに、治療効果、安全性、副作用などのエビデンスを蓄積する。
- 海外の承認条件に基づいて治療に応用し治療成績を収集する形で、薬剤の治療研究を可能にし、至適治療法の開発を目指す。

背景

薬害エイズ等により、HIVに感染した血友病患者を救済するために平成8年度に発足

日本の課題

- HIV治療薬等の開発が遅れている
- 国内で承認されている治療薬では治療が困難な患者がいる

患者の救済

- ✓ 薬剤の治療研究が必要!
- ✓ 至適治療法の開発が必要!!

薬剤導入&治療法開発



未承認薬の有用性を評価し、至適治療法を開発

14

研究事業の概要(Ⅲ)

I 行政政策研究分野

II 厚生科学基盤研究分野

III 疾病・障害対策研究分野

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

(1) 健やか次世代育成総合研究事業

2. がん対策推進総合研究事業

(1) がん対策研究事業

3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援研究事業

(3) 難治性疾患等政策研究事業

ア. 難治性疾患政策研究事業

イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業(免疫アレルギー疾患政策研究分野)

ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野)

(4) 慢性の痛み対策研究事業

4. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 障害者政策総合研究事業

(3) 認知症政策研究事業

5. 感染症対策総合研究事業

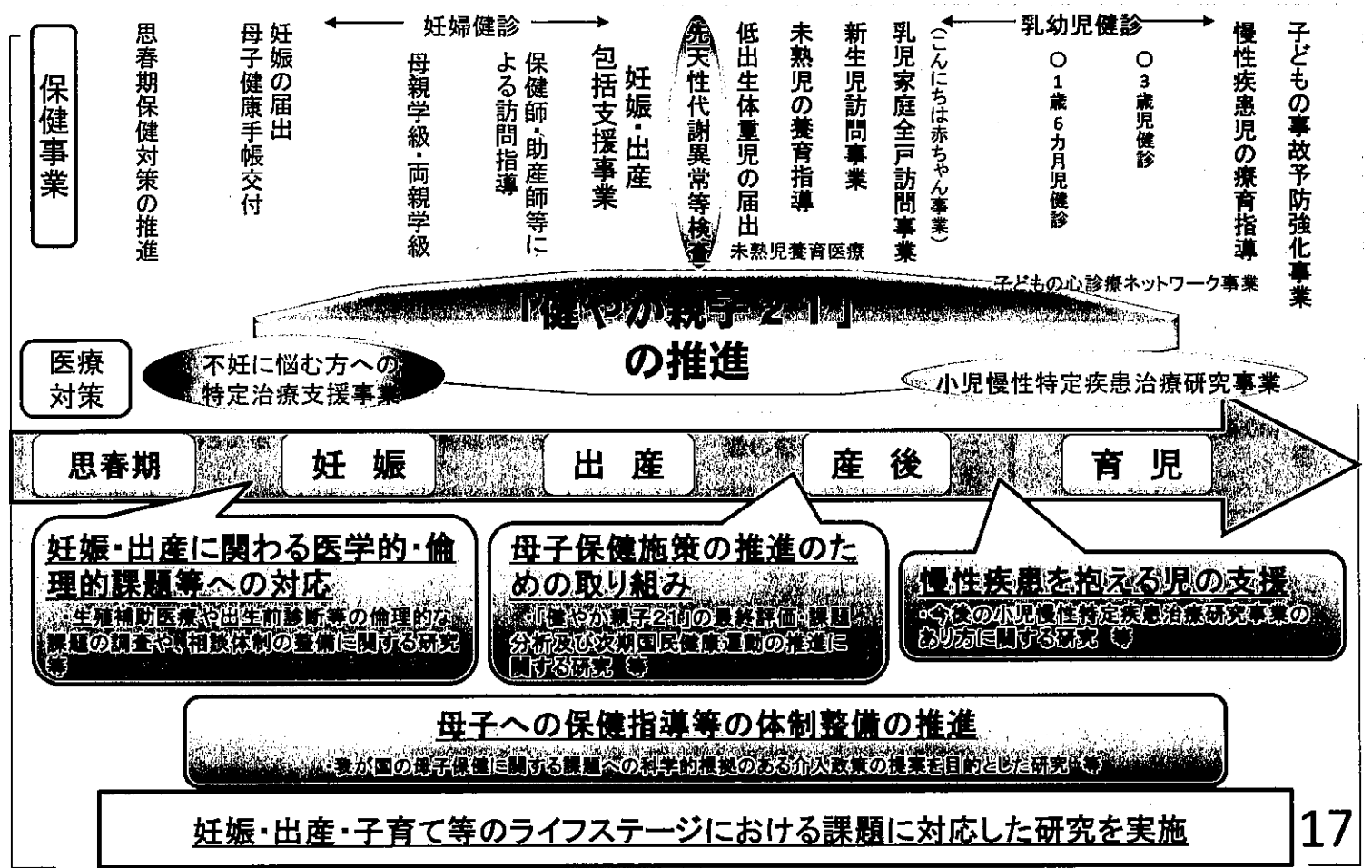
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

(2) エイズ対策政策研究事業

(3) 肝炎等克服政策研究事業

IV 健康安全確保総合研究分野

母子保健関連施策における健やか次世代育成総合研究について



健やか次世代育成総合研究事業

前年度予算額：1.2億円
27年度概算要求額：1.0億円

【背景】

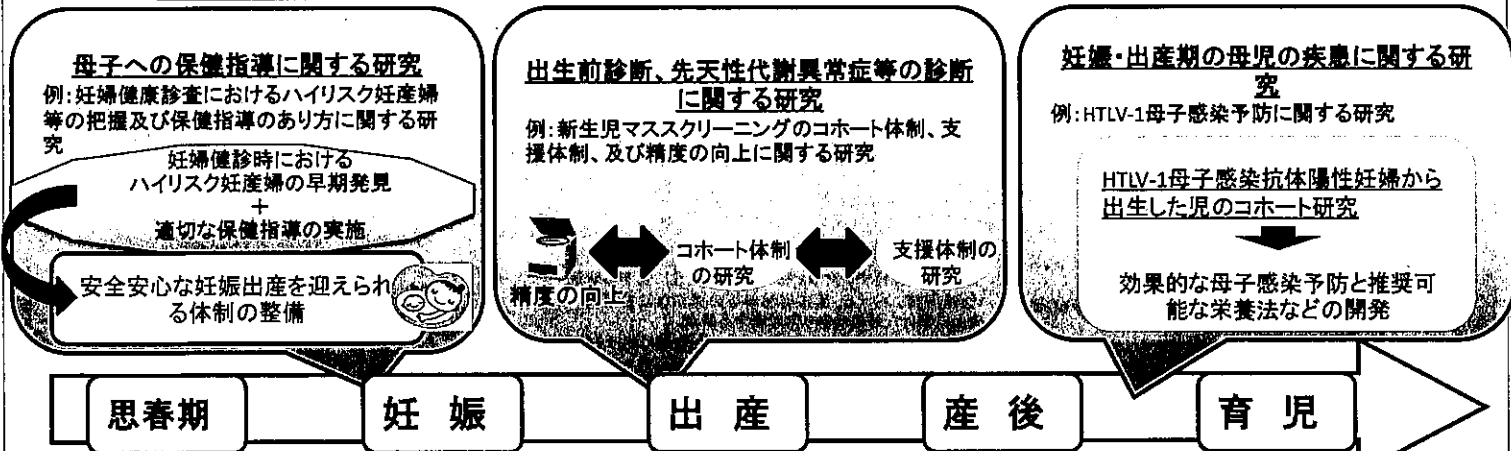
○社会及び家庭環境の変化により、子ども・子育ての分野において、解決すべき課題が急激に増加している。

【目的】

○子ども子育て支援対策の一環として、妊娠・出産・子育て等のそれぞれのライフステージにおける課題に対する研究を行い、次世代を担う子どもの健全育成と、切れ目ない母子保健対策に資することを目的としている。

概要

妊娠・出産・子育て等のライフステージにおける課題に対応した研究



平成27年度予算要求のポイント

- ・ハイリスク妊産婦への保健指導への貢献
- ・HTLV-1母子感染予防、乳幼児突然死症候群の病態究明
- ・出生前診断の遺伝カウンセリング、新生児マス・スクリーニングへの成果の活用等のため研究を推進する

がん政策研究事業

【背景】

がん対策については、平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」に基づいて、「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の3つの全体目標を達成するため、総合的かつ計画的に多岐にわたる分野の取り組みを実施している。さらにはがん研究については平成26年3月に文部科学大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣の確認の下、本基本計画を踏まえて策定された「がん研究10か年戦略」に基づいて推進しており、がんの死亡率減少に資する治療法開発に加え、予防と早期発見に今まで以上に取り組むとともに、がん患者の充実したサバイバーシップを実現することが求められる。

【事業概要】

政策課題には、高齢化社会を踏まえた、在宅医療を含む医療提供体制や終末期医療のあり方等、さらに研究を推進する必要性が高い領域が多い。これらの課題を解決し、「がん対策推進基本計画」の全体目標を達成するため、「がん研究10か年戦略」に基づき、下記の研究開発において重視する観点を踏まえながら、総合的かつ計画的にがん研究を推進していく。

【がん研究10か年戦略で重視する観点】 これら3点は特に政策と関連が深く、本研究事業の中で推進する必要がある。

がんの根治をめざした治療

がん患者とその家族のニーズに応じた苦痛の軽減

がんの予防と早期発見

がんとの共生

【本研究事業の取組】

がん対策推進基本計画全体目標

○がんの予防・早期発見と医療提供体制に関する研究

- ・予防・早期発見・診断・治療に関するエビデンス・プラクティスギャップを解消するための研究 等
- ・緩和医療や在宅医療を含むがん医療提供体制に関する研究 等

1. がんによる死亡者の減少

○がん患者とその家族のQOL向上に関する研究

- ・がん患者とその家族の健康維持増進と精神心理的、社会的問題に関する研究 等
- ・国民に対するがん教育を含めた、がんに関する情報提供と相談支援に関する研究 等

2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

○社会基盤整備に関する研究

- ・医療資源の適正配置やがん対策の経済評価研究 等
- ・がん登録を基盤とした、診療情報の集積と大規模データ解析を進めるための研究 等

3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

19

がん政策研究事業(H27要求内容)

平成27年度要求額 2.9億円、要望額 2.0億円(平成26年度予算: 3.6億円)

背景と課題

がんの年齢調整死亡率は低下傾向にあり、研究を含めたがん対策は全体としては、効を奏してきていると評価できる。しかし、罹患率は粗罹患率、年齢調整罹患率ともに増加傾向が続いており、その度合いが鈍ってきているとはいえ、減少傾向は認められていない。こういったことから、高齢化社会を踏まえた、在宅医療を含む医療提供体制や終末期医療のあり方等、さらに研究を推進する必要性が高い領域が多く、今後も「がん対策推進基本計画」の目標達成のため、充実したサバイバーシップを実現する社会の構築と、がん対策の効果的な推進・普及のための研究を推進することが必要である。

研究内容

(7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究

- 新 「がん検診の質の向上に資する研究」
 - ・精度管理の推進によるがん検診の質の向上に資する研究
 - ・市区町村・都道府県と被用者保険の保険者や事業者との連携による精検未把握者等の正確な把握方法に資する研究
 - ・市区町村・都道府県と被用者保険の保険者や事業者との連携による効率的ながん検診の実施体制整備と医療費の適正化との関連に資する研究
 - ・がん予防体制の構築における、がん検診対象者への普及・啓発と行動変容に関する研究

(8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

- 新 「がん登録等の医療データベースを活用した研究」
 - ・全国がん登録等の大規模データベース及びビッグデータの有効な活用法を検証する研究
 - ・がん登録情報、がん検診データベース等を組み合わせること等によるがん対策の正確な現状把握をするための研究
 - ・がん登録等におけるICT技術の活用と今後のがん対策の推進に資する研究

- 新 「がん患者の地域完結型医療の推進に資する研究」
 - ・緩和ケアチームとの連携に基づいた在宅医療の現場等における緩和ケアのあり方を検証する研究
 - ・がん患者における円滑な病診連携を構築するための研究

- 新 「がん患者の治療と職業生活の両立に資する研究」
 - ・がん患者に対する治療と職業生活の両立に資する研究
 - ・医療機関における、医療従事者等の適切な就労相談スキルの向上に向けた研修のあり方に関する研究
 - ・がん診療連携拠点病院等を中心とした地域における就労相談体制のあり方に関する研究

- 新 「成人を対象としたがん教育のあり方に関する研究」
 - ・成人を対象とした効果的ながん普及啓発に関する研究

- 新 「希少がん対策に関する研究」
 - ・我が国における希少がんの医療提供体制のあり方に資する研究
 - ・希少がんの適切な情報提供のあり方に資する研究

目標

1. がんによる死亡者の減少

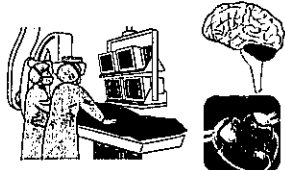
2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業

○生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する研究

循環器疾患対策に関する研究



「脳卒中急性期医療の地域格差の可視化と縮小に関する研究 等」

糖尿病対策に関する研究



「糖尿病の疫学と生活実態 等」

その他生活習慣病対策に関する研究



「人口構成、社会経済状況、生活習慣の変化を考慮した疾病構造と経済的負担の将来予測 等」

○健康を支え、守るための社会環境の整備に関する研究

保健指導のあり方に関する研究等



「効果的な保健指導 等」

健診のあり方に関する研究 等



「特定健診の健診項目見直し等」

○健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する研究

- ・健康寿命の延伸に向けた革新的な政策研究
- ・健康格差の実態把握に関する研究 等

○社会を営むために必要な機能の維持に関する研究

こころの健康に関する研究 等

次世代の健康に関する研究 等

高齢者の健康に関する研究 等

参考



障害者対策に関する研究事業

次世代育成に関する研究事業

長寿や認知症に関する研究事業

○栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣病及び社会環境の改善に関する研究

栄養に関する研究 等



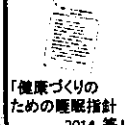
「健康的食事 等」

身体活動に関する研究 等



「身体活動基準 2013 等」

休養に関する研究 等



「健康づくりのための睡眠指針 2014 等」

飲酒に関する研究 等



「飲酒の実態調査 等」

喫煙に関する研究 等



「受動喫煙防止対策 等」

歯・口腔に関する研究 等



「医科歯科連携 等」

平成27年度循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業

平成27年度概算要求額318億円(目標要望額)210億円

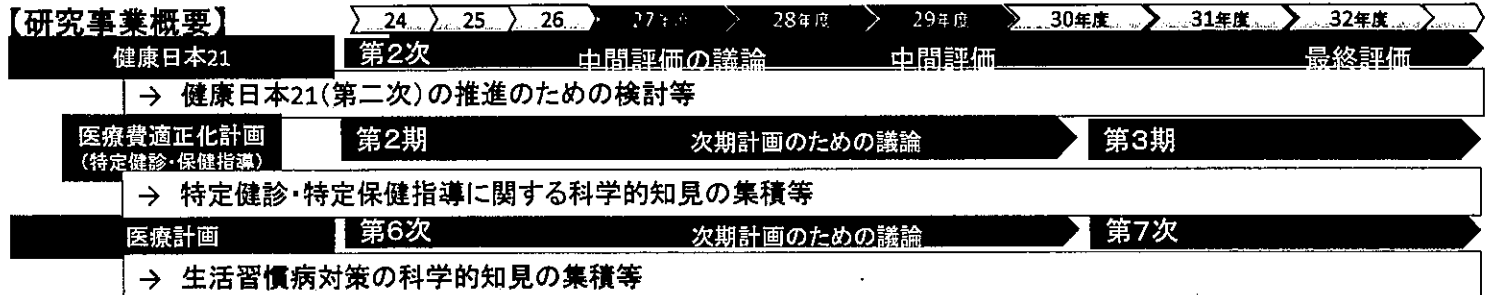
【背景】

○我が国において、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病は、医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めている。

○平成27年度からの3ヶ年では、健康日本21(第二次)や「日本再興戦略」改訂2014で掲げられている、健康寿命の延伸を達成するために、平成29年度に予定されている健康日本21(第二次)の中間評価、第7次医療計画、第3期医療費適正化計画の改訂のための議論に資する科学的根拠を提供するための政策に直結した研究を実施する。

○さらに、現在「脳卒中対策基本法案」が継続審議中であり、脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器疾患の発症予防や重症化予防について更なる対応が求められていることから、生活習慣病の発症予防、重症化予防をさらに推進するための研究を実施する。

【研究事業概要】



【平成27年度公募課題】

○健康づくり分野

- ・食生活に影響を与える社会経済的要因の分析並びに経済格差に起因する健康格差改善のための政策形成に関する社会学的研究
- ・健康増進・栄養政策の推進における国民健康・栄養調査結果の活用手法の開発に関する研究
- ・各ライフステージにおける健康増進等の実態把握及び効果的な実施の在り方に関する研究 等

○健診・保健指導分野

- ・特定保健指導における行動変容技術を活用した遠隔保健指導の効果検証に関する研究 等

○生活習慣病対策分野

- ・生活習慣病による医療費や医療負担の将来予測や生活習慣病対策の費用対効果等に関する研究
- ・心臓突然死の生命予後・機能予後を改善させるための一般市民によるAEDの有効活用に関する研究 等

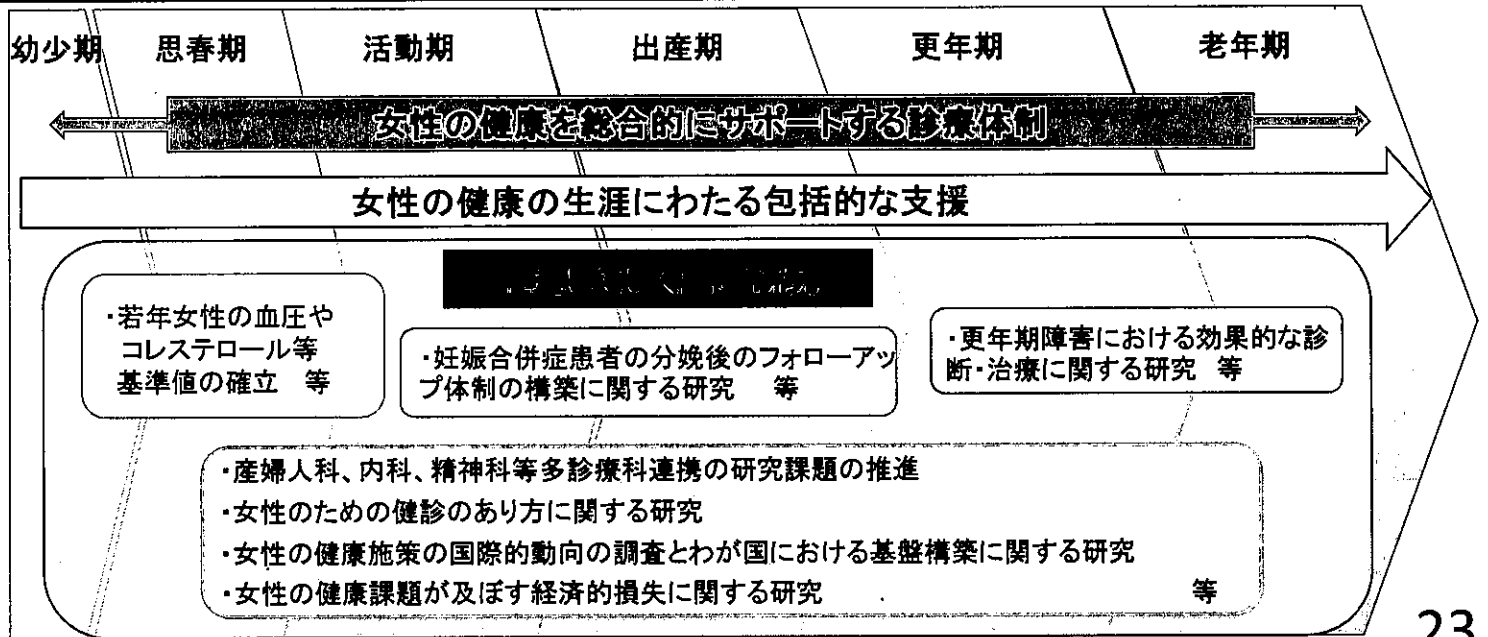
女性の健康の包括的支援政策研究

平成27年度 要求額:0.2億円
要望額:1.0億円

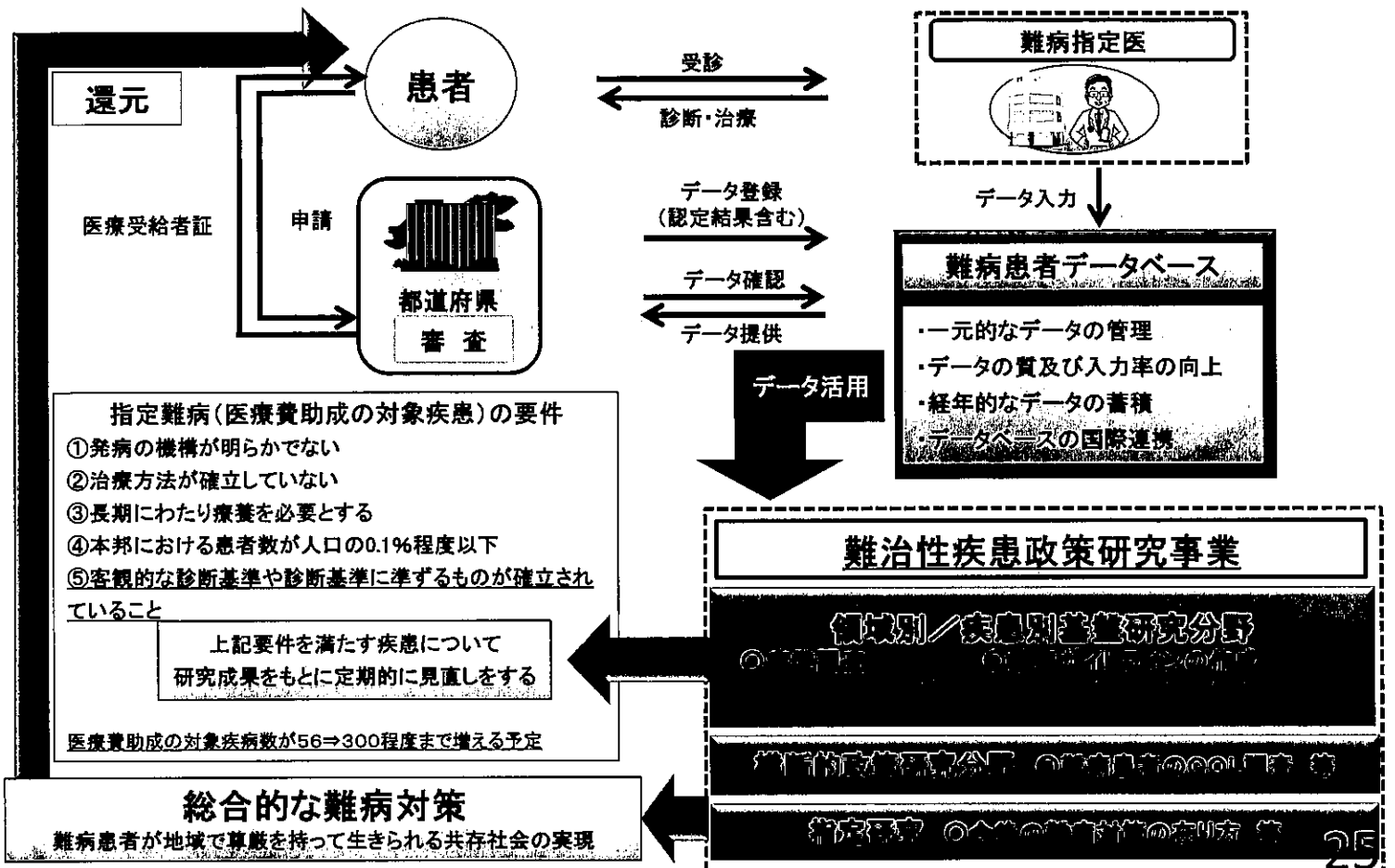
○これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきており、ライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る支援という視点が不十分であった。

○女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制が十分に構築されておらず、我が国における実態を正確に把握した上で、適切に施策を講じていく必要がある。

○今般、女性の健康の一層の推進を図るために、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することが求められており、関連する研究を推進し、その成果の普及及び活用を目指す。



難病対策における難治性疾患政策研究事業の位置付け



難治性疾患政策研究事業

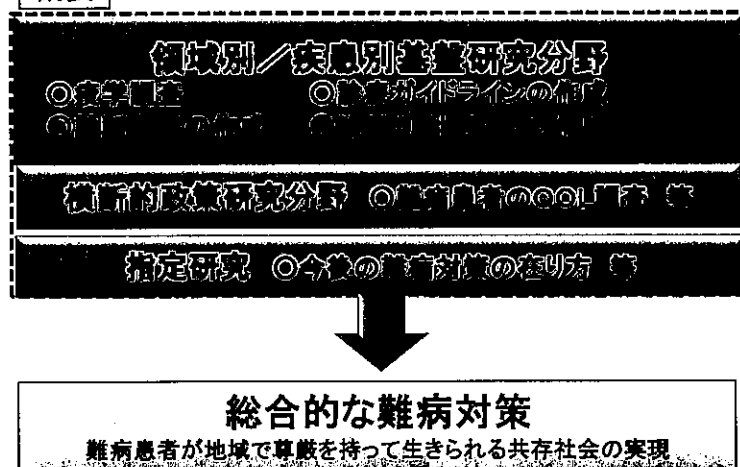
平成27年度要求・要望額: 18億円

背景

①発病の機構が明らかでない ②治療方法が確立していない ③希少である ④長期にわたる療養が必要の要件を満たす難病について、医療水準の向上をはかるとともに、行政的課題の解決を図り、健康長社会の実現につなげる。

平成26年に成立した難病法において、国が難病に関する調査・研究を推進することとなっており、患者の疫学調査に基づいた実態把握を行って、科学的根拠を集積・分析することにより、診断基準・重症度分類の確立、エビデンスに基づいた診療ガイドライン等の確立、診断基準・重症度分類・診療ガイドライン等の普及および改正等を行い、難病の医療水準の向上を図ることを目的とする研究を行う。

概要



○難病の医療水準の向上

○指定難病 (医療費助成の対象疾患) の要件

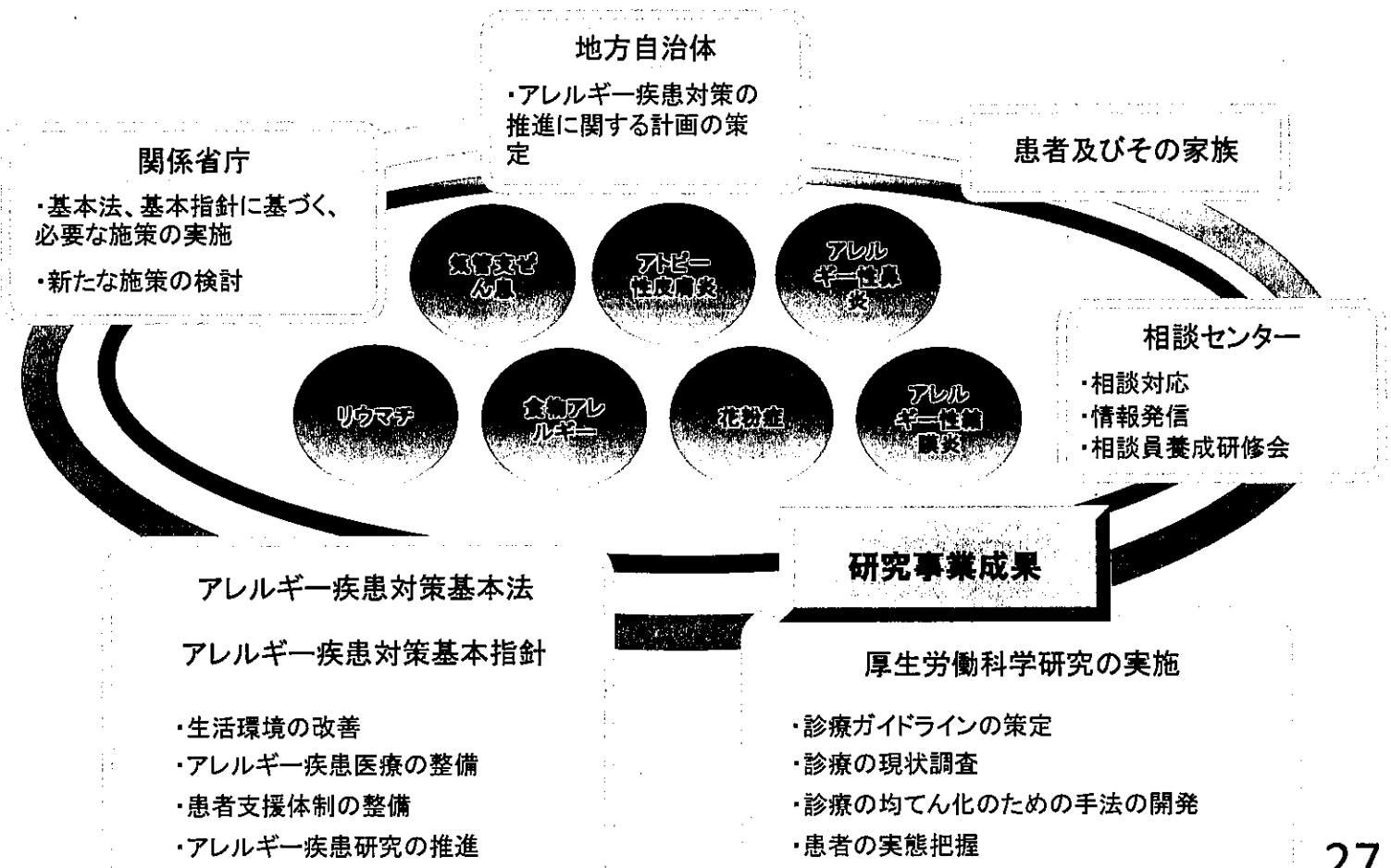
- ①発病の機構が明らかでない
- ②治療方法が確立していない
- ③長期にわたり療養を必要とする
- ④本邦における患者数が人口の0.1%程度以下
- ⑤客観的な診断基準や診断基準に準ずるものが確立されていること

上記要件を満たす疾患について
研究成果をもとに見直しをする

【平成27年度要求のポイント】

難病法において国が難病に関する調査・研究を推進することが規定されている
また医療費助成対象疾病 (指定難病) の要件について、客観的診断基準の存在があげられている
→科学的根拠を集積・分析することにより客観的診断基準を作成する研究を推進

リウマチ・アレルギー対策における政策研究について



難治性疾患等政策研究事業(免疫アレルギー疾患等政策研究事業 免疫アレルギー疾患政策研究分野)

要求・要望額: 2.2億円

免疫アレルギー疾患を有する患者は、国民の2人に1人以上と言われており、しかもその患者数は近年増加傾向にあり、大きな社会問題となっている。アレルギー疾患対策基本法の成立に伴い、より総合的な推進に当たって、厚生労働省が中心的な役割を果たすことが求められている。また、同法に基づき、総合的なアレルギー対策の省庁横断的な推進を図る必要があることから、アレルギー疾患に関する政策的な研究の充実を図る。

アレルギー疾患対策基本法(平成26年6月20日成立)

第四節 研究の推進等

第19条 国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

政策研究分野

大規模疫学調査に係る研究

アレルギー疾患対策の基礎となる患者数、QOL等の現状を把握し、施策の方向性を検討する研究。

アレルギー疾患医療の均てん化を実現するための研究

地域におけるアレルギー疾患医療の偏在化を解消するために有益な方策の研究。

アレルギー専門医の教育に向けた研究(教育ツールの開発等)

診療ガイドラインの普及や専門医の教育を実施するためのツールを開発するための研究。

アレルギー疾患の自己管理手法の普及に向けた研究

各種アレルギー疾患の自己管理手法について解説したセルフケアマニュアル作成のための研究。

相談体制・情報提供のあり方についての研究

患者をとりまく生活環境等の改善を図るために、相談体制や情報提供の現状を把握し、施策の方向性を検討する研究。

移植医療について

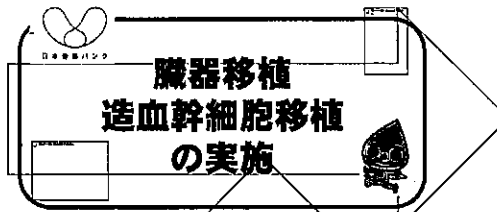
- ▶ 移植医療は、一般の医療とは異なり、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、臓器や造血幹細胞が、善意の第三者である「提供者(ドナー)」から提供されてはじめて成立するもの。
- ▶ このため、あっせん機関等の確保のほか、ドナーの継続的な確保や生体からの提供の場合の安全性の担保、適切なコーディネートの実施等にむけた体制整備を行う必要がある。
- ▶ 特に臓器移植については死体からの提供において救急医療の現場との連携が重要となる。

移植前

(例)

重い腎臓病による人工透析
【年間医療費】
1,240億円
(1人あたり81.4万円/月)
(腎臓移植待機患者数:12,700人)
※人工透析に関する分析(協会けんぽ)

白血病
【年間医療費】
1,078億円
(1人あたり1,539.4万円/年)
(患者数:7千人)
※医療給付実態調査、患者調査



- 骨髄バンク・臍帯血バンクなどの「あっせん機関」等の運営に必要な経費の補助
- 普及啓発の推進
- 移植成績や安全性の向上等に向けた研究の推進

移植後

- 医療費の大幅な削減
- 疾患を克服し、QOLの向上

等

骨髄移植等におけるドナーの安全性を向上するための手法の開発や、移植医療に関する正しい知識の普及を行うことにより適切に臓器提供へつなげるための基盤の構築など、ドナーをとりまく社会的・倫理的課題の解決に資する研究を中心に推進する。

29

免疫アレルギー疾患等政策研究事業 (移植医療基盤整備研究分野)

(平成27年度要求額0.5億円)

造血幹細胞移植分野の状況

- 課題
 - ・ドナーの継続的な確保
 - ・ドナーの安全性の確保
 - ・骨髄移植のコーディネート期間の短縮
 - ・造血幹細胞移植の安全性等に関する研究、そのための基盤整備
- 関連する取組の例
 - ・提供支援機関の設置
 - ・造血幹細胞移植拠点病院の設置
 - ・移植患者の移植結果やドナー情報を一元的に管理するデータベースの構築

臓器移植分野の状況

- 臓器移植法における規定
 - ・臓器移植に関する本人意思の尊重
 - ・本人意思が不明の場合の遺族の承諾による臓器の提供
- 課題
 - ・18歳以上のドナーによる提供について体制を整備している提供施設: 約5割
 - ・意思表示をしている者の割合: 約12%
- 関連する取組の例
 - ・提供施設に対する体制整備支援
 - ・公共広告等を通じた普及啓発

平成27年度に実施する研究の例

- ドナーの安全性向上に関する研究
- コーディネート期間短縮に向けた方策
- 移植後のQOLに関する実態把握
- 臓器提供施設が脳死患者の家族に選択肢提示を行う際の対応のあり方についての研究
- 諸外国の脳死判定基準等に関する調査

30

総合的な痛み対策における慢性の痛み政策研究事業について

現状と課題

多くの国民が慢性の痛みを抱えており、それが生活の質の低下を来す一因となっている一方、痛みの客観的指標は確立されていないため、痛みを抱える国民の多くは、周囲の人達から理解を得られにくく、一人で悩んで生活している等の実態が指摘されており、これらへの対策が社会的課題となっている。

慢性の痛みに関する検討会を行い、「今後の慢性の痛み対策について(提言)」(平成22年9月)をとりまとめ、この提言にもとづき総合的な痛み対策を遂行しているところ。

総合的な痛み対策の遂行

①医療体制の構築

②教育、普及・啓発

③情報提供、相談体制

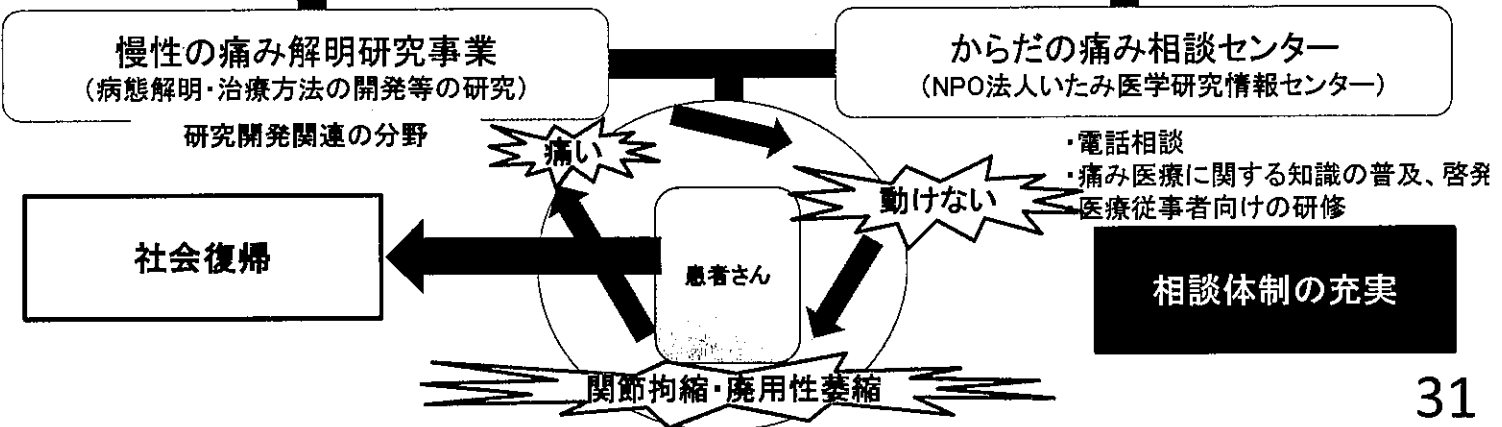
④調査・研究

痛みセンターの構築 慢性の痛み政策研究事業で実施

行政施策の推進に資する分野

各診療科、職種横断的な連携に基づいた集学的(学際的)な診療体制の構築 (現在計19箇所)

・整形外科、リハビリ科、ペインクリニック、神経内科、膠原病内科等、脳神経外科、心療内科、精神科



31

慢性の痛み政策研究事業

平成27年度 要求・要望額：0.7億円

(研究の目的)

慢性の痛みに関する現状把握に着手し、痛みの頻度、その種類や現行の対応と対応施設、その有効性、安全性について調査研究し、今後の施策につながる基礎資料の作成を行う。

平成22年9月(慢性の痛みに関する検討会) (今後の慢性の痛み対策について(提言)より)

慢性の痛みに対する診療システムの構築に関する研究

慢性の痛みは、器質的な問題だけでなく、心理的・社会的な要因が関与し合って、病態の悪化や痛みの増悪につながっていることがあるため、治療にあたっては複雑化した痛みの病態を多面的に分析し、治療につなげる必要がある。そのため、集学的に慢性の痛みについて診療を行うことのできる施設の研究や診療システムについての研究を行い、痛みセンターを構築する。

痛みセンター：各診療科等の連携に基づいた集学的(学際的)な診療体制の構築

「慢性の痛み診療の基盤となる情報の集約とより高度な診療の為の医療システム構築に関する研究」における分担研究者所属機関 (平成25年度11ヶ所⇒現在計19ヶ所)

- ・札幌医科大学
- ・山形済生病院
- ・東京慈恵会医科大学
- ・東京大学
- ・順天堂大学
- ・獨協医科大学
- ・日本大学
- ・新潟大学
- ・愛知医科大学
- ・滋賀医科大学
- ・富山大学
- ・大阪大学
- ・岡山大学
- ・三重大学
- ・高知大学
- ・九州大学
- ・愛媛大学
- ・山口大学

行政施策への反映

医療提供体制の構築

医療従事者への教育・普及啓発

患者及び一般国民への情報提供

相談体制の充実

患者に対する痛みの適切な管理・理解の普及
痛みの軽減によるQOLの向上を図る。

【平成27年度要求のポイント】

集学的な診療を行う、学際的(診療科横断的、職種横断的)な痛みセンターを構築し、慢性の痛みに対してのより良い効果的な診療システムについての研究を推進する

32

長寿科学政策研究事業

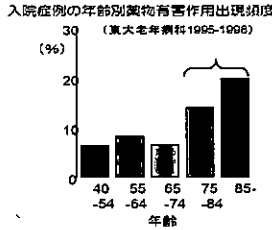
目的

高齢者に特徴的な疾患、病態の予防、早期診断および治療技術等の確立と標準化、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険の提供に向けた政策的な研究を推進し、高齢者の生活の質の向上、介護の質の向上を目指す。

①老年病等長寿科学分野

高齢者特有の疾病等の診断・治療ガイドライン作成

- ・高齢者の安全な薬物療法ガイドラインの見直し案の検討



介護者の身体的・精神的負担の軽減に資する施策のための研究

- ・在宅ロボットリハビリシステムの開発



②介護予防・高齢者保健福祉分野

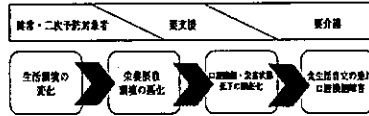
介護予防事業（介護保険地域支援事業）のマニュアル作成

- ・介護予防事業の効果検証と予防プログラムの考案
- ・介護予防に関する情報を総合的に分析するための情報システム構築



口腔衛生・栄養管理等のガイドライン作成等の高齢者の保健福祉施策向上のための研究

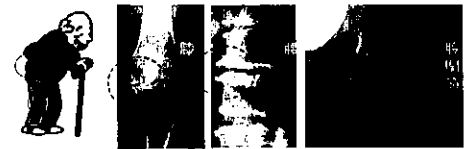
- ・高齢者の咀嚼機能評価に向けたモデルの考案



③運動器疾患総合研究分野

高齢者の骨折・関節疾患・筋肉減少症予防等のための危険因子解明や診断・治療ガイドライン等を作成するための研究

- ・サルコペニアの予防・診断の方法の検証とマニュアル作成
- ・高齢者の運動器障害と要介護度の関連に関する研究と、要介護移行予測者早期発見の指標・ツール開発
- ・運動器の機能向上プログラムの開発



長寿科学政策研究事業（平成27年度）

平成26年度予算	1.0億円
平成27年度要求	0.9億円
要望	0.1億円

対応方針(案)

- これまで取り組んできた分野の研究に加えて、介護保険法改正（平成26年6月）、介護報酬改定（平成27年4月予定）等の円滑な施行に資する研究を実施する。

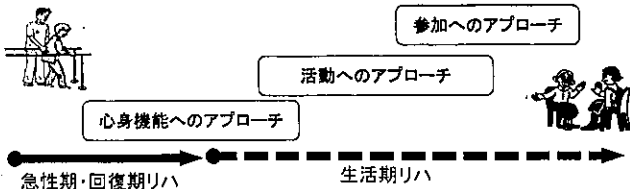
既存事業

①老年病等長寿科学分野

新規事業

「活動」と「参加」に向けた高齢者の生活期リハビリテーションの標準化を推進するための研究

- ・厚生労働省老健局「高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会」では、高齢者の生活期リハビリテーションについては、生活機能の「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」による社会参加も重要とされている。
- ・それらに対応したリハビリテーション方法の効果検証を行い、効果が認められた方法に関して、マニュアル等の作成を行う。
- ・また、高齢者の生活課題の解決に向けたリハビリテーションマネジメントに関し、マネジメント項目についての開発・研究を行う。

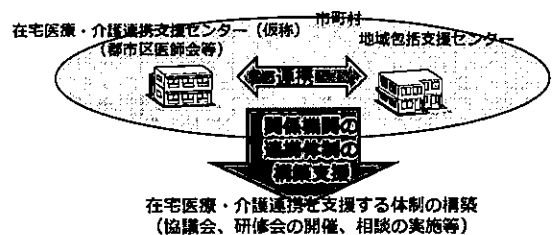


②介護予防・高齢者保健福祉分野

③運動器疾患総合研究分野

在宅医療・介護連携の推進を支援するための研究

- ・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法において、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を支援する取組が、介護保険地域支援事業で実施されることとなった。
- ・本研究では、在宅医療・介護連携の取組事例の収集等を行い、市区町村の事業開始を支援する具体的方策を検討し、マニュアル等の作成を行う。



障害者施策の推進のための研究について

障害者(障害児を含む。)の社会参加の機会の確保や、地域社会における共生の実現等の施策に関する知見を得るための行政研究の推進が必要。

○ 障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生の実現に向けた検討

(障害者権利条約の批准を受けた障害者基本計画の策定、障害者総合支援法の見直し、障害福祉サービス等報酬改定など)

○ 身体障害者の程度が適切に判定されるよう、医学的な見地から身体障害者の認定基準の在り方の検討

(身体障害者福祉法など)

○ 障害児の地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮に向けた検討

(障害児支援の在り方に関する検討会取りまとめなど)

○ 精神障害者に対する居宅等における保健医療及び福祉サービスの在り方等の検討

(良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針など)

既存の枠組みにおける取組

研究成果の反映

今後の検討課題

(これまでの主な研究の内容)

- ・ 障害者のQOL評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究、心臓機能障害等の身体障害者の認定基準の見直し案の作成
- ・ 統合失調症、うつ病、高次機能障害、発達障害等のほか、災害における精神保健活動、自殺対策を含む精神医療の質の向上のための研究等

- 肝臓機能障害等の認定基準の見直し案の検討
- 「常時介護を要する障害者」を定義づける客観的な基準を確立するための検討等
- 公認心理師の養成のための検討
- ギャンブル依存症・薬物依存症を含む依存症対策の検討
- 一般精神医療のモデルとなる観察法医療のあり方の検討

35

○ 障害者政策総合研究事業

前年度予算額 4.7億円
27年度概算要求額 4.3億円
(うち要求額3.8億円、要望額 0.5億円)

【背景】

- 平成28年の障害者総合支援法見直しに向けて、附則(常時介護を要する障害者等に対する支援等)、「障害児支援の在り方に関する検討会」の提言(発達障害児の支援への対応、重症心身障害児者に係る在宅医療等との連携)等に対応するための検討が必要。
- 「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策にかかる検討会」とりまとめ等を受け、地域精神医療保健体制、病院構造改革の具体的な推進のための方策や、各地域にける精神障害者の継続的生活を支えるための新たな精神保健体制のあり方、患者調査、新規調査等のデータに基づく医療需要の推計に基づく体制整備についての検討が必要。

【平成27年度の主な新規課題の概要】

常時介護を要する障害者等に提供される介護の実態に関する研究

常時介護の提供を受けている障害者の状態像と介護の実態をタイムスタディーにより把握、評価し、「常時介護を要する障害者」を定義づける客観的な基準を確立するための研究の実施。

災害精神医療に関する研究

被災者の精神的健康状態を把握し、的確な精神保健医療提供と精神的健康維持の手法を研究開発し、住民の精神的健康を災害から守る研究開発を行うとともに、特に災害弱者である精神障害者への適切な支援方法等の研究の実施。

障害福祉サービス事業における質の確保とキャリア形成に関する研究

障害福祉サービス事業の質の向上を図るため、障害福祉サービス従事者のキャリア形成を検討し、その中におけるサービス管理責任者について研修体系を構造化するための研究の実施。

将来の精神科医療の地域医療保健体制の構想のための研究

都道府県が策定する医療計画において、地域医療保健体制を地域特性を考慮しつつ構築していけるよう基礎研究等で明らかとなった指標等を用いて、PDCAサイクルで実現される、地域医療体制モデルを提示するための研究の実施。

36

認知症対策総合研究経費(認知症政策研究経費)

目標

- ・認知症の標準的な・ケアの手法を確立する
- ・認知症にやさしい地域を構築する

平成26年度予算 1.3億円
 平成27年度要求 0.3億円
 要望 0.0億円(4,589千円)

- 全世界で認知症のコストはおよそ、年間6040億ドル(約50兆円)と推計されるが、ケア関連がそのうちおよそ84%とされている
- 認知症ケアに関してはエビデンスが不足し、効果的マーカーも確立していない
- 本人負担のみならず、ケアラーの負担、社会的な負担も大きな問題になっている
- 地域において、認知症予防、徘徊から行方不明となる認知症の人に対しどのように解決するかが新たな問題となっている
- そこで認知症による負担の軽減に向けて、これら課題の解決を目指す



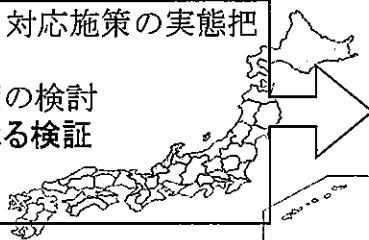
認知症による負担の軽減

認知症などによる徘徊、行方不明の問題に向けた研究

警察庁の発表によれば2012年1年間に延べ9,607人が徘徊などで行方不明
 (死亡が確認 351人、2012年末でも行方不明 208人)

報道機関取材によれば、過去5年間で警察・自治体に届出のあった行方不明者(約400人)のうち
 家族など周囲の誰も認知症だと気づいていない段階で行方不明になった者約10%
 死亡が確認された112人のうち、独居高齢者約29%)

- 本人、生活環境、対応施策の実態把握
- 国内外の先進施策の検討
- 前向きコホートによる検証



- 徘徊、行方不明の予防因子等の解析
- 捜索・救難のための政策・施策の検討

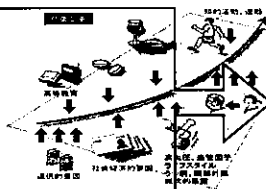
自治体の取組へ活用
 ・地域のネットワーク
 ・先進事例データベース
 ・全国的なネットワーク化

地域における認知症予防の問題に向けた研究

最近の研究によれば認知症は65歳以上の15%、MCIは13%、H24年で約860万人超
 MCIは年間約10%が認知症に移行するともいわれている

今後ますます、各地域における、認知症予防事業の必要性が増加

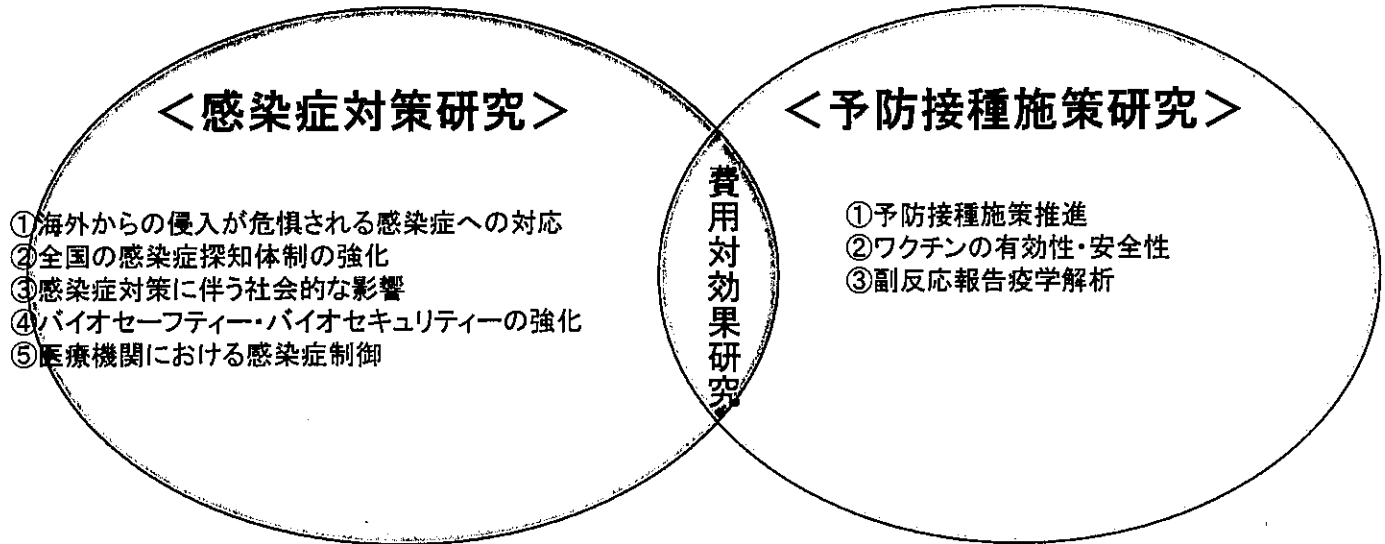
- 地域で可能な予防法検討
- 各種データの取得
- 推進の為の地域資源検討
- 前向きコホートによる検討



- 予防方策の確立
- 予防効果のモニタのためのシステム確立
- 予防施策推進に必要な資源の確定

自治体の取組へ活用
 ・地域の体制構築
 ・医療計画・介護保険事業
 支援計画に反映

感染症対策及び予防接種政策を円滑に実施するため、感染症対策研究及び予防接種政策研究を推進し、両政策の実施に関する基盤整備を図る。



主な平成27年度新規要求課題

<感染症対策研究>

(1) 薬剤耐性菌の蔓延に関する健康及び経済学的リスク評価

本年5月、世界保健機関(WHO)より薬剤耐性に関する決議が出され、加盟国の薬剤耐性菌に関する対策を促進するよう求められている。今後我が国において対策を促進するにあたり、対策の基盤として、薬剤耐性菌の蔓延による健康上の損失及び経済学的な損失に関する試算を行う必要がある。

<予防接種政策研究>

(1) 予防接種に関する費用対効果研究

本年4月、予防接種基本計画が策定され、優先的に開発及び定期接種化を検討すべきワクチンが公表された。これに伴い、優先度の高いワクチン等の費用対効果に関する研究を実施し、予防接種政策の促進を図る。

(2) 副反応報告の疫学的解析に関する研究

各ワクチンの副反応報告について、疫学的解析を強化することにより、より正確性の高い頻度等を算出し、より短期間で公表することにより、予防接種政策の円滑な実施を図る。

行政施策の推進に資する分野

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」改正に資する研究

発生動向 社会医学
 男性同性愛者 研究評価

和解の趣旨を踏まえた、血液製剤によるHIV感染被害者(HIV訴訟原告団)に対する医療体制の推進等に資する研究

研究開発関連の分野

ワクチン開発

抗HIV薬開発

合併症治療法開発

HIV検査に係る新規介入戦略の開発

服薬コンプライアンス向上に資する新規介入法の開発

背景

- 2013年のHIV感染・エイズ発症報告数は過去最多(1590件)。
- HIV感染の過半数を占めるのは男性同性間性的接触。
- 個別施策層に対しては人権や社会的背景への配慮が必要。
- HIV感染の治療の進歩により、長期生存が可能。

研究のニーズ

- さらなる発生動向の解析
- 男性同性愛者への戦略的介入
- 個別施策層の実態把握・分析
- 長期感染に伴う課題の科学的評価

概要

一般公募型		指定型	
発生動向	国内のサーベイランス向上に資する研究	研究の評価	各研究課題の評価・支援・調整によるエイズ対策研究事業の適正化
男性同性愛者	介入法及びその評価尺度の開発	医療体制	和解の趣旨に基づく各課題への対応
社会医学	薬物乱用者、青少年、性産業従事者の実態把握・介入法開発 長期感染に伴う課題の評価	長期療養	
		合併症 肝移植	

平成27年度要求のポイント

- 本事業により得られた知見を、今後の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」改正に向けた基礎資料作成や各種通知・ガイドラインに活用する。
- 血液製剤によるHIV感染被害者(HIV訴訟原告団)に対し、和解の趣旨を踏まえ各種取組を行う。

肝炎対策における研究事業の位置付けについて

背景

全国で300~370万人といわれるB・C型肝炎ウイルスの推定持続感染者
 全国で年間約4万人といわれる肝硬変・肝がんによる死亡者数

国内最大の感染症
 肝硬変・肝がんへの進行

肝炎対策基本法

(H21年法律第97号)

- ・総則（目的、基本理念、責務）
- ・肝炎対策推進協議会の設置と肝炎対策基本指針の策定
- ・基本的施策（予防及び早期発見の推進、医療の均てん化の促進、研究の推進、等）

肝炎総合対策の推進

肝炎対策基本指針

(H23年5月16日告示)

「肝炎患者の水準の向上に向けて、
 肝臓に「たがひずり」の扉及び肝臓を
 守る「たがひ」の扉を設ける。
 ・その扉となる行動の内「たがひ」
 を守るための扉を設ける。

肝炎の予防のための施策

肝炎医療を提供する体制の確保

肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・肝炎ウイルス検査の促進
- ・適切な肝炎医療の推進
- ・研究の総合的な推進
- ・肝炎に関する普及啓発
- ・相談支援や情報提供の充実

肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進

肝炎に関する調査及び研究

その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎研究10カ年戦略

(H23年12月26日策定)

H24年度～H33年度の10年間で各研究課題に取り組み、肝疾患の治療成績の向上を目指す。

- (1) 臨床研究
- (2) 基礎研究
- (3) 疫学研究
- (4) 行政研究
- (5) B型肝炎創薬実用化研究

- ・新規課題の早急な実施
- ・研究の集中化と一元化
- ・人材育成
- ・国際交流

研究成果を予防・診断及び治療に反映

研究成果の評価・検証・公表・周知

肝炎等克服政策研究事業

平成27年度要求・要望額 4.2億円

背景・重要課題

- ・肝炎検査未受検、未認識の他、感染を自覚しながら継続的な受診に至っていない者への対策
- ・疾患に対する知識不足による新たな感染等の防止
- ・地域や職域における検査・受診・適切な医療提供の促進
- ・肝炎対策基本指針の検討・見直しのための、施策の効果に関する評価 等

肝炎研究10カ年戦略

(H23年12月26日策定)

平成24年度から10年間にわたる戦略目標の達成を目指し、重点課題について集中的に研究を進める。

- 疫学研究について
 感染者数の実態、長期経過・予後調査に関する全国規模の研究を継続的に行う。
- 行政研究について
 基本指針に基づき、感染予防や偏見・差別の防止、医療体制等に関する研究を行う。

平成27年度研究の概要

基本指針及び10カ年戦略に基づいた疫学・行政的課題を解決するための研究を引き続き推進する。

<疫学研究>

- ・急性感染を含めた感染者数把握の全国規模の継続的調査、動向予測
- ・ウイルス性肝炎患者の全国規模・継続的な長期経過・予後調査
 （肝炎等特別促進事業等の行政政策の評価や検証） 等

<行政研究>

- ・検査の促進、フォローアップや受診勧奨を効率的に行うシステムの構築
- ・診療連携・相談支援の更なる推進と均てん化
- ・職域における肝炎患者等に対する配慮・支援
- ・肝炎対策における医療経済的有用性の検討
- ・B型肝炎ワクチンの在り方に関する研究
- ・普及啓発や個別勧奨等の行政政策の評価や検証 等

普及啓発

- ・疾患への正しい知識の普及
- ・新たな感染の防止

肝炎ウイルス検査の促進

- ・肝炎検査の更なる推進
- ・継続的なフォローアップ体制の構築

適切な肝炎医療の推進

- ・地域特性に応じた医療体制の整備
- ・患者・家族の支援体制の整備

国内最大級の感染症である肝炎の克服を目指した診療体制・社会基盤の整備

研究事業の概要(Ⅳ)

I 行政政策研究分野

II 厚生科学基盤研究分野

III 疾病・障害対策研究分野

IV 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進事業

(1) 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 労働安全衛生総合研究事業

3. 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安全確保推進研究事業

(2) カネミ油症に関する研究事業

(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

(4) 化学物質リスク研究事業

4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

行政施策とその中における研究事業の位置付け

～地域医療基盤開発推進研究事業～

事業の目的

少子高齢化等時代が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、効率的な医療提供体制の構築、医療の質の向上を目指し、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用し、地域医療の基盤を確立する。また災害時に備えた医療提供体制に関する研究を行う。

政策への反映

- ・重篤な症例の小児集中治療室への集約化
- ・院内感染に関する専門家の育成や専門職組織のネットワーク構築
- ・年間100万件以上の臨床情報の収集
- ・複数の医療施設間での情報技術開発
- ・診療ガイドラインの質評価方法についての成果
- ・医師臨床研修制度の到達目標及び評価の在り方の見直しを行う際の資料
- ・看護師など国家試験の出題形式の改善の検討 等

地域医療基盤確立のため、効率的な医療提供体制、医療人材の育成・確保に資する研究を実施

①医療提供体制の構築・整備

- ・都道府県によるべき地保健医療計画策定
- ・社会保障と税の一体改革に基づく医療提供改革シナリオのための根拠や改善策の提示(地域医療構想、医療計画PDCAサイクルの推進)
- ・小児・救急・周産期医療における機能強化・連携のための指針の作成 等



③医療人材の育成・確保

- ・看護職員確保に係る需給推計の策定、離職防止、資質向上策構築
- ・歯科技工士国家試験の全国統一化に係る客観的指標の開発
- ・(新)看護職員確保に関する研究
- ・(新)保健師、助産師、および看護師の基礎教育における臨地実習における教育体制のあり方に関する研究
- ・(新)臨床研修における必修診療科目の在り方に関する研究
- ・(新)多変量解析モデルを活用した医師需給推計 等



②良質な医療の提供(EBM、ITの推進、医療安全)

- ・EBMの推進: 診療ガイドラインの作成・普及、診療データベースの構築・分析による質の向上
- ・IT: 医療情報連携ネットワークの全国展開、遠隔医療の普及
- ・医療安全: 医療機関における医療安全教育システムの構築、薬剤性有害事象の防止・早期発見のためのシステムの開発 歯科医療の安全向上
- ・(新)高齢化社会における死因究明の推進に関する研究
- ・(新)脳性まひの発生状況と産科医療補償制度に関する研究 等



④大規模災害時の医療確保

- ・首都直下地震に備えたDMAT活動計画の策定
- ・疾患毎の特性に応じた被災地医療体制の復興・構築 等



効率的な医療提供体制の整備

EBMに基づく良質な医療の提供

高度な医療人材の育成・確保

47

来年度(H27) 予算要求中の研究事業の内容

～地域医療基盤開発推進研究事業～

事業の目的

少子高齢化等時代が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、効率的な医療提供体制の構築、医療の質の向上を目指し、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用し、地域医療の基盤を確立する。

平成27年度主な新規事業

①良質な医療の提供

- ・高齢化社会における死因究明の推進に関する研究
- ・脳性まひの発生状況と産科医療補償制度に関する研究



②医療人材の育成・確保

- ・看護職員確保に関する研究
- ・保健師、助産師、および看護師の基礎教育における臨地実習での教育体制のあり方に関する研究
- ・多変量解析モデルを活用した医師需給推計
- ・臨床研修における必修診療科目の在り方に関する研究



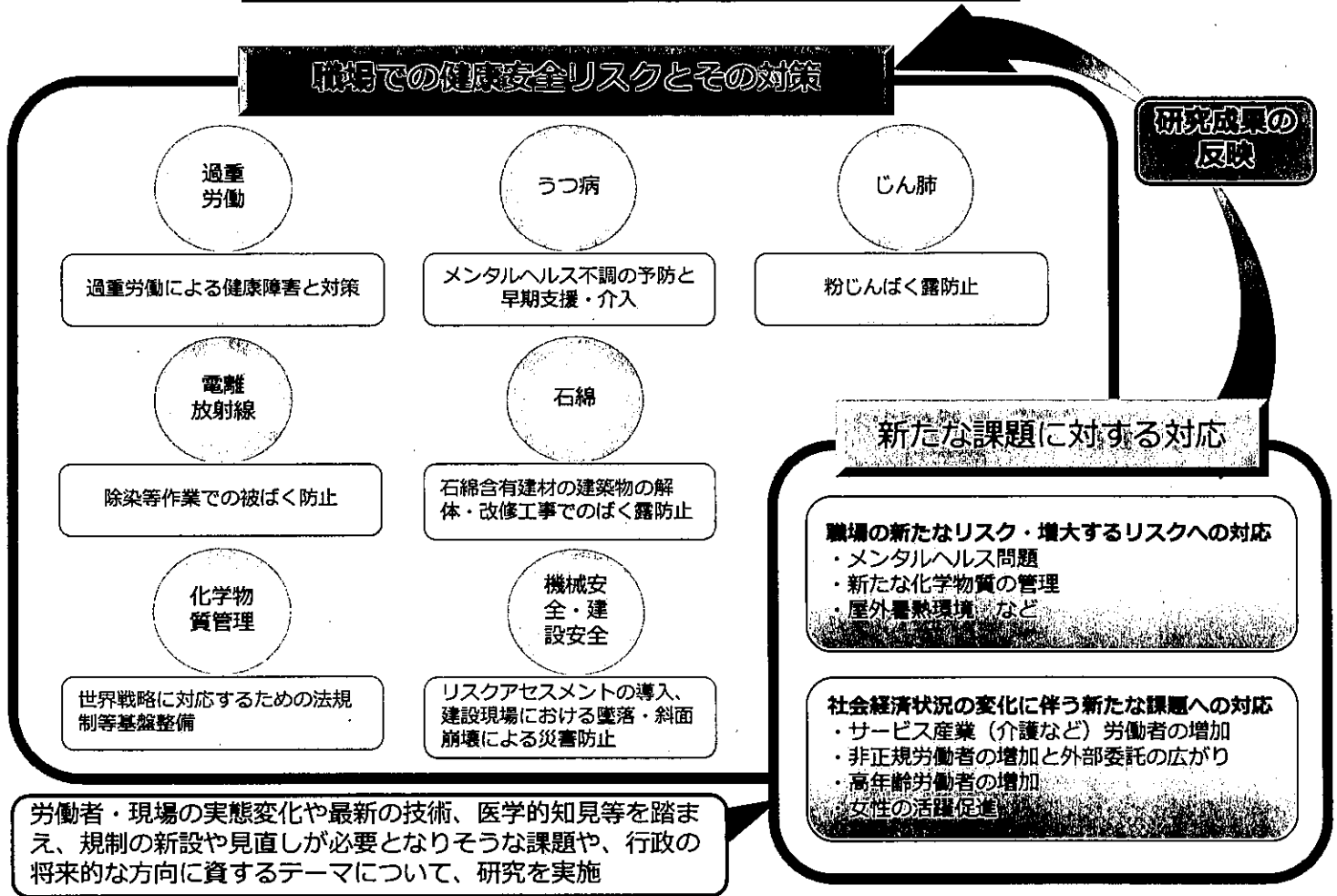
政策への反映



- ・2025年に向けた医師需給推計を検討
- ・高齢化社会に対応した、死因究明の向上に関する取組
- ・産科医療補償制度の見直しに向けての取組
- ・効果的な看護職員確保対策及び資質向上への取組
- ・臨床研修制度の質の向上に関する取組

48

労働安全衛生総合研究事業



平成27年度 労働安全衛生総合研究事業

要求額 88,000千円（前年度予算額88,000千円）

★第12次労働災害防止計画 2013年度～2017年度（5年間）

【目標】

- ①死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること。
- ②平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させること。

【重点対策】

- 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策
- 社会、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策の推進 等



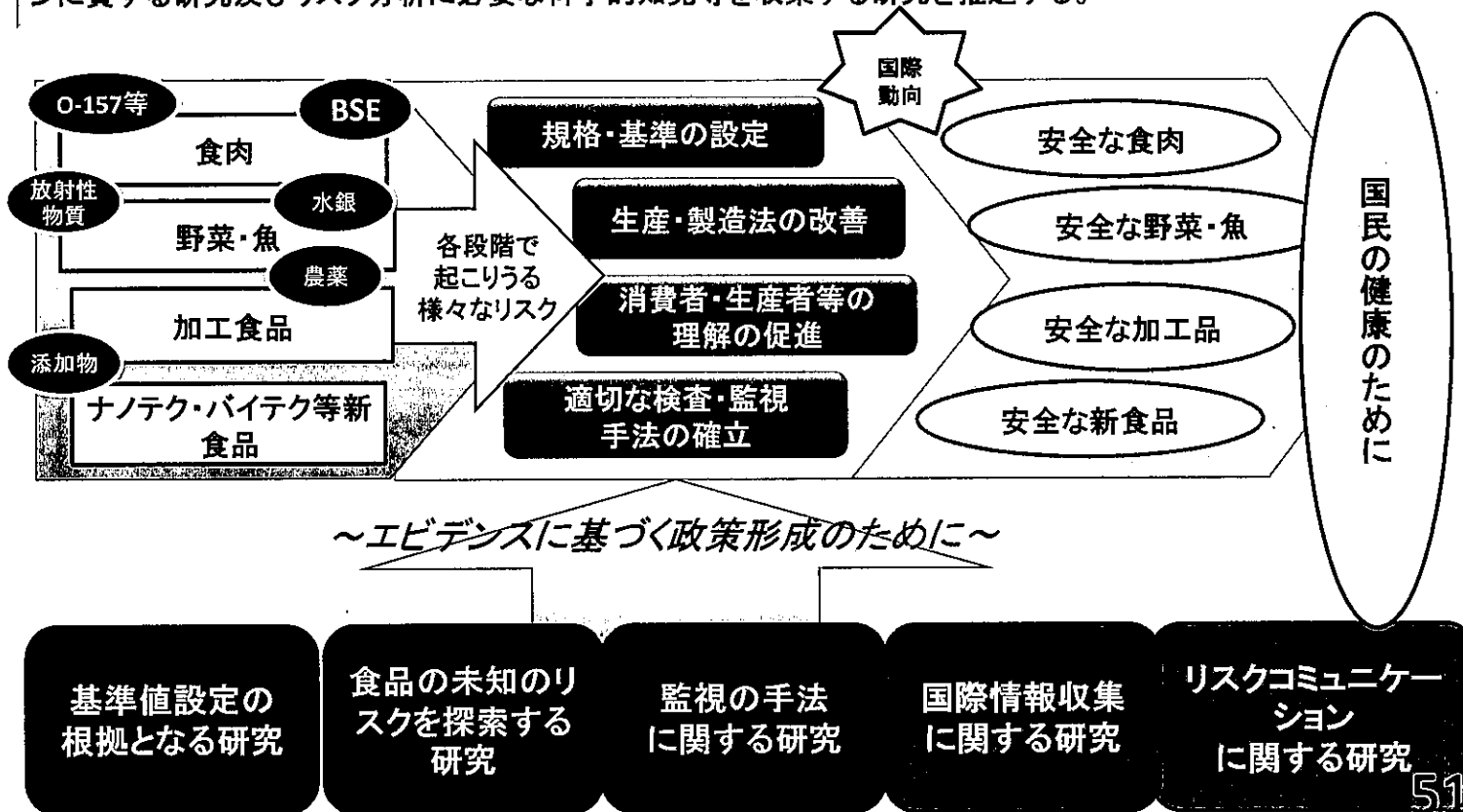
重点対策の具体的検討・実施のための
科学的な知見の集積のため

行政推進施策が及ぼす事業場における取組及び労働者の安全意識、健康面への効果に関する調査研究

- **安全分野**：行政推進施策が事業場等における安全の取組及び労働者の安全意識等に及ぼす効果等に関する研究
行政が関係団体や事業場の協力を得て推進する労働災害防止対策が、事業場における安全対策や労働者の安全意識に及ぼす影響、効果を上げた事例等の調査・分析を行い、効果的な取組の在り方を検討する。
- **健康分野**：ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究（労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の見直しに向けた情報収集）
改正労働安全衛生法に基づき新たに創設されるストレスチェック制度について、労働者個人のメンタルヘルス不調や職場の環境改善等の状況を制度導入の前後で比較するとともに、導入に伴う事業場の取組内容の把握を通じて、導入による効果を検証する。
を推進

食の安全確保対策における厚生労働科学研究について

食品の安全性確保のために、生産～流通～消費のフードチェーン全般におけるリスク分析(リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーション)のうち、厚生労働省が担当する規格基準の設定や監視指導、リスクコミュニケーションに資する研究及びリスク分析に必要な科学的知見等を収集する研究を推進する。



カネミ油症に関する厚生労働科学研究について

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律及び基本指針に基づき、カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究を推進する。

<研究の概要>

- カネミ油症の健康影響に関する研究
カネミ油症患者等の検診及びその結果の分析、カネミ油症の診断基準に関する研究
厚生労働省の健康実態調査の分析 等
- カネミ油症の治療法の開発等に関する研究
ダイオキシンによる生物学的毒性の解明と防御法に関する研究等

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律 (H24.8.29成立)

(基本理念)

カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。

(診断基準の見直し及び調査及び研究の推進等)

国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査、研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずる

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針 (告示) (H24.11.30策定)

第四 カネミ油症の診断基準の見直し並びに調査及び研究に関する事項

- ・診断基準を、カネミ油症に関する調査及び研究の成果、検診の結果等を踏まえ、最新の科学的な知見に基づいて随時見直しを行うこと
- ・国は、今後とも、油症研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○. 食の安全確保推進研究事業

平成27年度要求額 4.2億円

背景

- 日本再興戦略で食品の輸出環境整備を掲げている一方、国内食品事業者のHACCP取得率は低迷している。
- 食品流通のグローバル化の進展に伴い、食品の生物学的ハザードについても多様化、複雑化している。
- ナノテク、バイテク等の新食品が増加するとともに食品中のカビ毒、汚染物質等の国際的評価が進展している。
- 諸外国との経済連携協定の締結数増加に伴い、より迅速な添加物等の基準設定が求められている。
- 食品への故意による毒物や異物混入事件が相次いでおり、食品の生産や流通などフードチェーン全体への食品防御対策が求められている。

概要

輸出促進をも視野に入れたHACCP導入推進支援

- ・HACCP導入推進のための技術的基盤に関する研究
- ・HACCP導入施設に対する監視指導の手法に関する研究 等

優先すべき生物学的ハザードの特定及び管理手法の確立

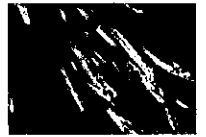
- ・諸外国等における健康被害の発生状況や管理措置等の分析・評価
- ・健康被害の発生防止のために我が国が講じるべき衛生対策に関する研究

未知の食品リスクの探索や包括的なリスク評価法の開発

- ・食品添加物等の発がん性を短期間で検出可能な試験法の開発に関する研究
- ・食品中のナノテク、バイテク製品、カビ毒、汚染物質、農薬等の健康影響の研究

行政機関等における食品防御の具体的な対策

- ・各企業や流通段階で取られている対策の実態把握
- ・保健所や地方衛研等での確に対処していくための対策に関する研究



【平成27年度要求のポイント】

- 合理的かつ適切な食品衛生規制を実施するため、科学的根拠に合致した国内基準の策定や国際折衝に加え、事業者等の衛生管理レベルの引き上げに資する研究を推進

薬事行政におけるRS研究について

薬事行政

医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品
の承認審査、市販後安全対策、薬事監視指導、副作用被害救済



麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の取締、薬物乱用防止対策

血液安全対策、献血の推進 等



医薬品販売制度、薬剤師関連、医薬分業 等

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス 政策研究事業(厚労省分)

薬事行政における規制・取締等の見直しや制度設計、政策の立案・実行等に資する研究を実施

医薬品等規制緩和・評価研究事業 (新薬法対象分)

革新的医薬品等の開発に資する、各種試験系・評価系の開発や、システム設計等の環境整備に関する研究を実施

55

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

27年度要求額 2.3億円

本研究事業は、薬事法等の規制の対象となっている医薬品、医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、市販後安全対策等を政策的に実行するために必要な規制(レギュレーション)について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための目的指向型研究を行うものである。

主な研究

- 献血推進のための効果的な広報戦略等の開発に関する研究
- 違法ドラッグに関する分析情報の収集及び危害影響予測に関する研究
- ロドデノール配合薬用化粧品による白斑症状の原因究明・再発防止に係る研究

血液製剤の国内自給に向けた国内献血の推進に活用

危険ドラッグ対策のための指定薬物の早期指定に活用

医薬部外品・化粧品の副作用対策に活用

平成27年度新規研究課題

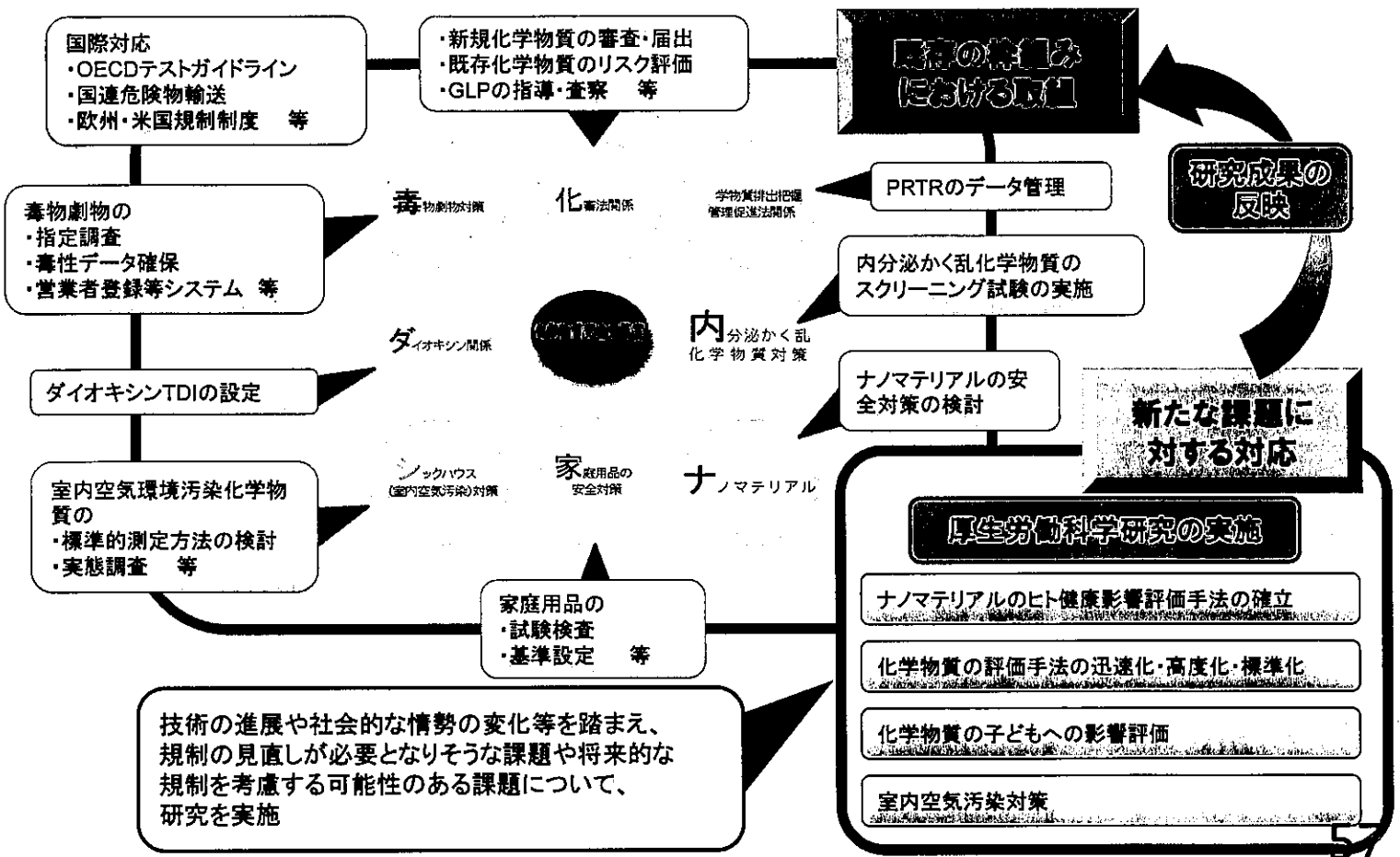
- C型肝炎救済のための調査研究及び安全対策等に関する研究
- 医薬品成分を含有するいわゆる健康食品の分析等に関する研究

C型肝炎救済特別措置法に基づいた救済を推進

健康食品の効果的な取締・監視指導の実施に活用

56

化学物質安全対策におけるRS研究について



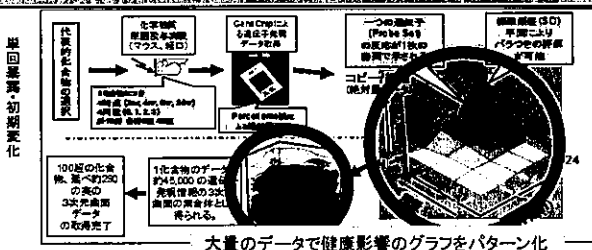
○. 化学物質リスク研究事業 平成27年度要求額 4.3億円(平成26年度予算:5.0億円)

背景

- 多くの化学物質について、有害性評価が未着手のまま使用されている。
- 乳幼児・胎児など脆弱層に対する化学物質の安全性について、未解明である。
- ナノ材料に代表される新素材の安全性評価が未確立である。
- 生活環境中の化学物質について、リスクが把握されないまま使用されている。(新規物質(代替物質)による室内空気の汚染の問題を含む)

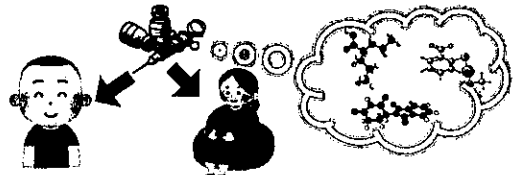
概要

化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化



化学物質の子どもへの影響評価

- ・化学物質による情動認知機能への影響に関する研究
- ・有害汚染物質に関する疫学研究



室内空気汚染対策

室内空気指針値を13策定。(約10年前)

指針値を定めた化学物質以外の代替物質による問題等の指摘

有害性情報の収集又は調査研究を実施

各省の規制等と連携

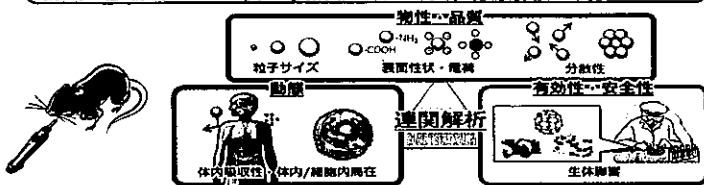
建築基準法 (国交省)	学校保健法 (文科省)	ビル管法 (厚労省)
安衛法 (厚労省)	JIS (経産省)	JAS (農水省)

※各規制で必要に応じて指針値を採用又は活用

シックハウス問題検討会
(指針値の見直し)

ナノ材料のヒト健康影響評価手法の確立

- ・ナノ材料の体内動態の解析に関する研究
- ・ナノ材料の安全性評価手法の開発に関する研究



【平成27年度要求のポイント】

- 化学物質審査規制法、毒劇法、家庭用品規制法等、所管法律における活用
- 食品や医薬品、労働安全衛生分野、学校保健、建築基準、製品規格など他分野への成果の活用
- OECDにおけるテストガイドラインの新規提案等の国際貢献等のため、化学物質のリスクに関する研究を推進

健康安全・危機管理対策総合研究事業

背景

東日本大震災等大規模な自然災害など起こりうる健康危機はますます多様化、複雑化することが考えられ、テロリズム対策、地域での健康危機管理対策など、国民の安全、安心と健康を確保することは国家の責務である。本研究事業により、科学的根拠とした健康危機管理のための体制整備や関係者の情報共有、ガイドラインの策定等への活用を促進し、今後起こりうる健康危機に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する必要がある。

研究分野

現状と課題

目標

分野横断的対策

健康危機管理・テロリズム
対策研究分野

地域保健基盤形成に
関する研究分野

個別分野対策

水安全対策研究分野
及び
生活環境安全対策研究
分野

NBCテロ・自然災害等についての知見等を関係者と共有し、ネットワーク構築に資する研究を行うものであるが、震災後、新しい脅威が再認識されている中、政府における見直しを踏まえた体制の再構築が必要。

有事に有効に機能するために、地域保健の健康危機管理体制の構築及び保健所・保健指導等の強化が必要。

安全な水道水を安定的に供給できるよう水質管理の高度化、人口減少社会に対応した水道システムの構築が必要。また、生活衛生に起因する健康危機事象に關する未然防止及び発生時に備えた準備、発生時の適切な対応等の構築が必要。

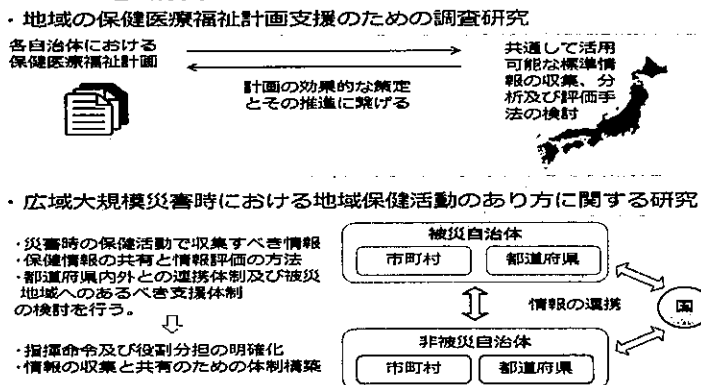
健康危機管理の
基盤形成

安心・安全な社会の形成

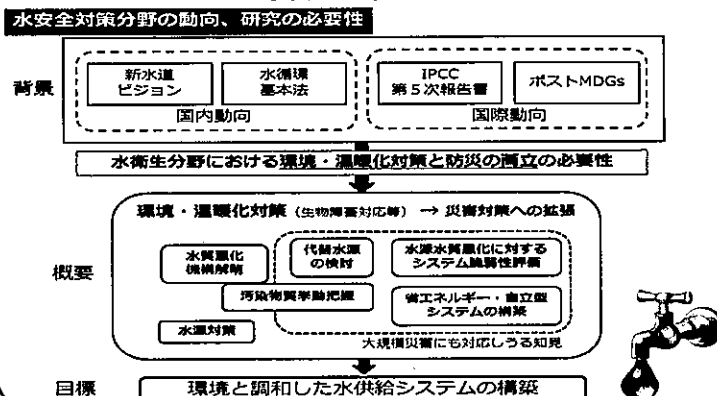
健康安全・危機管理対策総合研究事業 平成27年度要求額1.7億円

平成27年度研究の概要

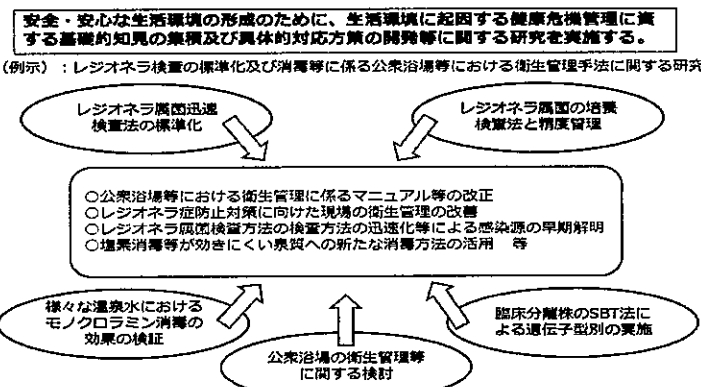
地域保健基盤形成に関する研究分野



水安全対策研究分野



生活環境安全対策研究分野



健康危機管理・テロリズム対策研究分野

